

枚方市地域空き家活用補助金交付要綱

令和 4 年 10 月 24 日制定
枚方市要綱 第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する地域空き家活用補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、空き家を地域が抱える課題の解決のために有効活用する者に交付することにより、空き家の減少及びその有効活用を促進し、もって空き家問題の解消及び地域社会の活性化に資することとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本市に存する主として居住の用途に供する一戸建ての住宅及び長屋（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合は、当該用途に供する部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する方法により算定した床面積をいう。）が当該一戸建ての住宅又は長屋の延べ面積（同項第 4 号に規定する方法により算定した延べ面積をいう。）の 2 分の 1 未満であるものに限る。）のうち、建築後15年以上経過しているものであって、現に居住がなされておらず、今後も居住の見通しが無いものをいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断技術者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき、建築物の安全性を適正に評価することをいう。
- (3) 耐震診断技術者 次に掲げる者をいう。
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法講習会（平成24年度以降に開催されたものに限る。）の修了者
 - ロ 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会（平成24年度以降に開催されたものに限る。）の修了者
 - ハ イ又はロに掲げる者に準ずると市長が認める者
- (4) 耐震改修 耐震改修計画（耐震診断により基本方針別表第 1（1）の項又は（2）の項に該当すると判断された空き家（木造かつ 2 階建て以下のものに限る。）について、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第 1 項の登録を受けた建築士事務所に属する耐震診断技術者が基本方針に定める地震に対して安全な構造とすることを目的として作成する耐震の改修の計画をいう。以下同じ。）に基づいて行う工事（原則として耐震診断技術者により工事監理が行われるものに限る。）をいう。

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、空き家を所有する者又は当該所有者の同意を得て空き家を活用するための事業を行う個人若しくは団体（特定非営利活動法人又はこれに準ずると市長が認めるものに限る。）とする。ただし、当該者（当該者が団体の場合にあつては、当該団体の役員）が市税を滞納している場合は、この限りでない。

（補助対象行為）

第5条 補助金の交付の対象となる行為は、空き家を地域が抱える課題の解決のために活用することについて必要となる工事であつて、次のいずれにも該当するものを行うこととする。

- (1) 補助対象者が契約した請負工事であること。
- (2) 当該工事の計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の建築基準関係規定に適合するものであること。
- (3) 当該空き家が過去に補助金の交付を受けたものではないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象行為が耐震改修を含む場合 当該補助対象行為に要する経費の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と250万円とを比較していずれか低い額
 - (2) 補助対象行為が耐震改修を含まない場合 当該補助対象行為に要する経費の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と150万円とを比較していずれか低い額
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、同項の経費から除くものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (1) 工事を行う空き家と別棟の車庫、物置、納屋その他これらに類する建築物の工事に係る経費
 - (2) 外構の工事に係る経費
 - (3) カーテン、テーブルコンロ、ベッドその他の移動又は取外しが可能な物品の購入、設置又は撤去に係る経費
 - (4) 国、大阪府又は市の耐震改修に係る他の補助を受けた場合は、当該補助の対象となった経費
 - (5) その他市長が適当でないとする経費

（補助金の交付決定に通常要すべき期間）

第7条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、40日間とする。

（条件）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の申込みを取り下げる場合を除き、補助金の交付の決定の通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、補助対象行為に着手しなければならないこと。
- (2) 耐震改修を行う場合にあつては、当該耐震改修に係る耐震改修計画について市長の承認を受けなければ当該耐震改修に着手してはならないこと。

(3) 耐震改修を行う場合にあっては、市長が認める場合を除き、当該耐震改修が適正に行われているかを確認するための実地の調査を市長が定める時期に受けなければならないこと。

(4) 補助金の交付の決定を受けた日から10年以上の間、当該空き家を地域が抱える課題の解決のために活用すること。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。